

大規模な地震に係る防災及び減災対策

【危害予防規程】

(目的)

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項その他必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立)

- 一 事業所は、地震・津波警報等の各種情報の入手するために複数の情報入手の手段を用いる。
(例) 地震津波警報・防災放送・TV・携帯電話・インターネット・衛星電話等
- 二 入手した各種情報を全従業員へ伝達できるよう() (例 構内放送設備等)を備える。また、停電時等に備え保安電力により使用可能の状態を維持する。
- 三 大規模地震発生時における製造設備の停止手順、また地震等により製造施設において漏洩等が発生した場合の被害拡大防止策などの行動基準をあらかじめ定め、従業員等に周知する。

(緊急措置訓練、避難訓練等の実施)

- 一 訓練項目は保安教育計画で定め、下記の項目について年に1回以上行う。
 - a 地震発生時における情報周知訓練、製造装置の緊急停止措置訓練、避難訓練(避難完了、安否確認)
 - b 関係事業所、行政機関、近隣住民等と協力した防災訓練、避難訓練
 - c 事業所の被災状況の関係行政機関への通報訓練及び近隣住民への情報周知訓練
 - d 地震や津波の終息後における製造装置の被害状況確認訓練
 - e 保安に係る設備等に関する手順作業及び当該施設等の機能が喪失した場合における措置

(事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認)

- 一 事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食糧や必需品の確保状況等の確認を実施し、また消費期限に伴う食糧等の更新など維持管理を行う。